

岡崎市監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年7月2日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (都市政策部まちづくり推進課)

令和5年9月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第4号関係分

令和6年3月5日まで

監査結果	措置状況
<p>契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 1件の予定価格が5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。</p> <p>(2) 契約書について、業務仕様書の一部が欠落しているものなどがあった。</p> <p>なお、これらの不備は一連の事務に対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。</p> <p>予算決算及び会計規則第25条の2に規定されている予算執行伺を作成せず、また、債務負担行為の手續がされないまま複数年契約をしているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>チェックリストを活用し、同様の不備がないよう、担当者等によるダブルチェック及び管理職によるチェックを確実に行うこととし、チェック体制を強化した。</p> <p>法令等に準拠した適正な処理を行うため、事務処理担当者及び確認者が、各自改めて地方自治法、条例・規則の再学習を行った。また、事務の引継ぎを確実に行うと共に、毎年度初めには予算を執行する上での関係各課が作成した最新の各マニュアルの確認を行うこととし、チェック体制を強化した。</p>